

具体的な科目及び配分方法

種 類	想定される勘定科目	配 分 方 法
人件費(支出)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員給料(支出) ・ 職員賞与(支出) ・ 賞与引当金繰入 ・ 非常勤職員給与(支出) ・ 退職給付費用(退職給付支出) ・ 法定福利費(支出) 	<p>勤務時間割合により区分。 (困難な場合は次の方法により配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職種別人員配置割合 ・ 看護・介護職員人員配置割合 ・ 届出人員割合 ・ 延利用者数割合
事業費(支出)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護用品費(支出) ・ 医薬品費(支出) ・ 診療・療養等材料費(支出) ・ 消耗器具備品費(支出) ・ 給食費(支出) 	<p>各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は次の方法により配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 各事業別収入割合 <p>-----</p> <p>実際食数割合により区分。 (困難な場合は次の方法により配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 各事業別収入割合
事務費(支出)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福利厚生費(支出) ・ 職員被服費(支出) ・ 旅費交通費(支出) ・ 通信運搬費(支出) ・ 諸会費(支出) ・ 雑費(雑支出) ・ 渉外費(支出) ・ 事務消耗品費(支出) ・ 広報費(支出) ・ 会議費(支出) ・ 水道光熱費(支出) ・ 修繕費(支出) ・ 賃借料(支出) ・ 土地建物賃借料(支出) ・ 保険料(支出) ・ 租税公課(支出) ・ 保守料(支出) 	<p>給与費割合により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 職種別人員配置割合 ・ 給与費割合 <p>-----</p> <p>各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により配分)</p> <p>会議内容により事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により配分)</p> <p>メーター等による測定割合により区分。 (困難な場合は建物床面積割合により配分)</p> <p>建物修繕は、当該修繕部分により区分、建物修繕以外は事業個別費として配分 (困難な場合は建物床面積割合で配分)</p> <p>賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合により区分。 (困難な場合は建物床面積割合により配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物床面積割合により配分 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で、損害保険料等は延利用者数割合により配分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物床面積割合により配分 ・ 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で配分 <p>保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により配分)</p>

種 類	想定される勘定科目	配 分 方 法
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務委託費(支出)(寝具) <li style="padding-left: 2em;">(給食) <li style="padding-left: 2em;">(その他) 	<p>各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 実際食数割合 ・ 建物床面積割合 ・ 延利用者数割合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修研究費(支出) 	<p>研修内容等、目的、出席者等の実態に応じて、 事業個別費として区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)</p>
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物、構築物等に係る減価償却費 	<p>建物床面積割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車輛運搬具、機械及び装置等に係る減価償却費 	<p>使用高割合により区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の有形固定資産、無形固定資産に係る減価償却費 	<p>延利用者数割合により配分</p>
徴収不能額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収不能額 	<p>各事業の個別発生金額により区分。 (困難な場合は、各事業別収入割合により配分)</p>
徴収不能引当金繰入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収不能引当金繰入 	<p>事業ごとの債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分。 (困難な場合は、延利用者数割合により配分)</p>
支払利息(支出)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払利息(支出) 	<p>事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分。 (困難な場合は、次の方法により配分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入金の主として土地建物の取得の場合は建物床面積割合 ・ それ以外は、延利用者数割合

減価償却資産の償却率、改訂償却率及び保証率表

耐用年数	平成24年4月1日以後に取得			平成19年4月1日以後取得	平成19年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得			耐用年数	平成19年3月31日以前取得	
	定率法			定額法 償却率	定率法				旧定額法 償却率	旧定率法 償却率
	償却率	改定償却率	保証率		償却率	改訂償却率	保証率			
2	1.000	—	—	0.500	1.000	—	—	2	0.500	0.684
3	0.667	1.000	0.11089	0.334	0.833	1.000	0.02789	3	0.333	0.536
4	0.500	1.000	0.12499	0.250	0.625	1.000	0.05274	4	0.250	0.438
5	0.400	0.500	0.10800	0.200	0.500	1.000	0.06249	5	0.200	0.369
6	0.333	0.334	0.09911	0.167	0.417	0.500	0.05776	6	0.166	0.319
7	0.286	0.334	0.08680	0.143	0.357	0.500	0.05496	7	0.142	0.280
8	0.250	0.334	0.07909	0.125	0.313	0.334	0.05111	8	0.125	0.250
9	0.222	0.250	0.07126	0.112	0.278	0.334	0.04731	9	0.111	0.226
10	0.200	0.250	0.06552	0.100	0.250	0.334	0.04448	10	0.100	0.206
11	0.182	0.200	0.05992	0.091	0.227	0.250	0.04123	11	0.090	0.189
12	0.167	0.200	0.05566	0.084	0.208	0.250	0.03870	12	0.083	0.175
13	0.154	0.167	0.05180	0.077	0.192	0.200	0.03633	13	0.076	0.162
14	0.143	0.167	0.04854	0.072	0.179	0.200	0.03389	14	0.071	0.152
15	0.133	0.143	0.04565	0.067	0.167	0.200	0.03217	15	0.066	0.142
16	0.125	0.143	0.04294	0.063	0.156	0.167	0.03063	16	0.062	0.134
17	0.118	0.125	0.04038	0.059	0.147	0.167	0.02905	17	0.058	0.127
18	0.111	0.112	0.03884	0.056	0.139	0.143	0.02757	18	0.055	0.120
19	0.105	0.112	0.03693	0.053	0.132	0.143	0.02616	19	0.052	0.114
20	0.100	0.112	0.03486	0.050	0.125	0.143	0.02517	20	0.050	0.109
21	0.095	0.100	0.03335	0.048	0.119	0.125	0.02408	21	0.048	0.104
22	0.091	0.100	0.03182	0.046	0.114	0.125	0.02296	22	0.046	0.099
23	0.087	0.091	0.03052	0.044	0.109	0.112	0.02226	23	0.044	0.095
24	0.083	0.084	0.02969	0.042	0.104	0.112	0.02157	24	0.042	0.092
25	0.080	0.084	0.02841	0.040	0.100	0.112	0.02058	25	0.040	0.088
26	0.077	0.084	0.02716	0.039	0.096	0.100	0.01989	26	0.039	0.085
27	0.074	0.077	0.02624	0.038	0.093	0.100	0.01902	27	0.037	0.082
28	0.071	0.072	0.02568	0.036	0.089	0.091	0.01866	28	0.036	0.079
29	0.069	0.072	0.02463	0.035	0.086	0.091	0.01803	29	0.035	0.076
30	0.067	0.072	0.02366	0.034	0.083	0.084	0.01766	30	0.034	0.074
31	0.065	0.067	0.02286	0.033	0.081	0.084	0.01688	31	0.033	0.072
32	0.063	0.067	0.02216	0.032	0.078	0.084	0.01655	32	0.032	0.069
33	0.061	0.063	0.02161	0.031	0.076	0.077	0.01585	33	0.031	0.067
34	0.059	0.063	0.02097	0.030	0.074	0.077	0.01532	34	0.030	0.066
35	0.057	0.059	0.02051	0.029	0.071	0.072	0.01532	35	0.029	0.064
36	0.056	0.059	0.01974	0.028	0.069	0.072	0.01494	36	0.028	0.062
37	0.054	0.056	0.01950	0.028	0.068	0.072	0.01425	37	0.027	0.060
38	0.053	0.056	0.01882	0.027	0.066	0.067	0.01393	38	0.027	0.059
39	0.051	0.053	0.01860	0.026	0.064	0.067	0.01370	39	0.026	0.057
40	0.050	0.053	0.01791	0.025	0.063	0.067	0.01317	40	0.025	0.056
41	0.049	0.050	0.01741	0.025	0.061	0.063	0.01306	41	0.025	0.055
42	0.048	0.050	0.01694	0.024	0.060	0.063	0.01261	42	0.024	0.053
43	0.047	0.048	0.01664	0.024	0.058	0.059	0.01248	43	0.024	0.052
44	0.045	0.046	0.01664	0.023	0.057	0.059	0.01210	44	0.023	0.051
45	0.044	0.046	0.01634	0.023	0.056	0.059	0.01175	45	0.023	0.050
46	0.043	0.044	0.01601	0.022	0.054	0.056	0.01175	46	0.022	0.049
47	0.043	0.044	0.01532	0.022	0.053	0.056	0.01153	47	0.022	0.048
48	0.042	0.044	0.01499	0.021	0.052	0.053	0.01126	48	0.021	0.047
49	0.041	0.042	0.01475	0.021	0.051	0.053	0.01102	49	0.021	0.046
50	0.040	0.042	0.01440	0.020	0.050	0.053	0.01072	50	0.020	0.045

(注1) 耐用年数50年以降の計数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)別表第七、第八、第九及び第十を用いること。

(注2) 本表における用語の定義は次の通りであること。

「保証率」＝「償却保証額」の計算において減価償却資産の取得価額に乗ずる率をいう。

「改訂償却率」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度以降の償却費がその後毎年同一となるように適用される償却率

「調整前償却額」＝減価償却資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累計額を控除した後の金額。以下同じ)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(＝各事業年度の償却額)をいう。

「償却保証額」＝減価償却資産の取得価額×「保証率」

「改訂取得価額」＝各事業年度の「調整前償却額」が「償却保証額」に満たない場合に、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額をいう。

(調整前償却額) ≥ (償却保証額) の場合:

(定率法減価償却費) = (期首帳簿価額) × (定率法の償却率)

(調整前償却額) < (償却保証額) の場合:

(定率法減価償却費) = (改訂取得価額) × (改訂償却率)